

○麦政策検討小委員会(16年12月6日第10回)「取りまとめ(案)」における整理(抜粋)

○ 民間流通制度の見直し

(1) 民間流通制度の仕組みについては、その内容が専門的かつ実務的なものであるため、制度の見直しに当たっては、今後とも、生産者団体と実需者団体から構成される民間流通連絡協議会を活用するとともに、政府は、これらが円滑に運営されるよう、適切な指導等を実施することが必要である。

民間流通連絡協議会においては、本年9月、市場原理の一層の徹底を図る観点から、現行の民間流通制度(全量播種前契約、競争制限的な入札制度(義務上場制、値幅制限、申込限度数量)、実績主義)の見直しが決定され、今後、現物取引の導入、義務上場制・値幅制限等の廃止、実績主義の見直し等について検討していくこととされた。可能なものは平成18年産から、遅くとも19年産からの実施に向け、今後、実行プログラムを早急に明確化するとともに、定期的な検証を行うことが重要である。

(2) 加工原料としての麦の特性を考えると、今後とも播種前契約を基本とした仕組みとなると考えられるが、需要に応じた良品質麦の生産を推進する観点から、産地においては、17年産から、産地改革計画に基づき生産出荷計画を策定し、実需者ニーズに即した生産出荷体制の確立、品質改善等に取り組む必要がある。

(3) また、品質改善を推進する観点から、品質評価の方法・基準について、生産実態・実需者ニーズを踏まえ、引き続き、適切に見直す必要がある。

民間流通制度見直しのプロセス

民間流通連絡協議会作業チームによる検討

本年4月27日



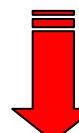
民間流通連絡協議会の開催



- ・18年産民間流通の仕組みの決定
(可能なものは18年産から実施)
- ・19年産以降の見直し方向について

本年夏頃まで具体的検討

夏から秋にかけて具体化が図られる経営安定対策（品目横断的政策）の検討状況を睨みつつ、19年産以降の見直しについて、さらに具体的検討



- ・19年産民間流通の仕組みの決定

19年産麦から段階的実施

見直し検討項目

18年産からの仕組み

- 実需者ニーズに即した生産
- ・播種前契約の精神の徹底
- ・契約後の播種面積の確認

- 播種前契約において、作柄変動を考慮して設定された一定の幅（アローワンス）の一律運用の見直し

19年産からの見直し方向

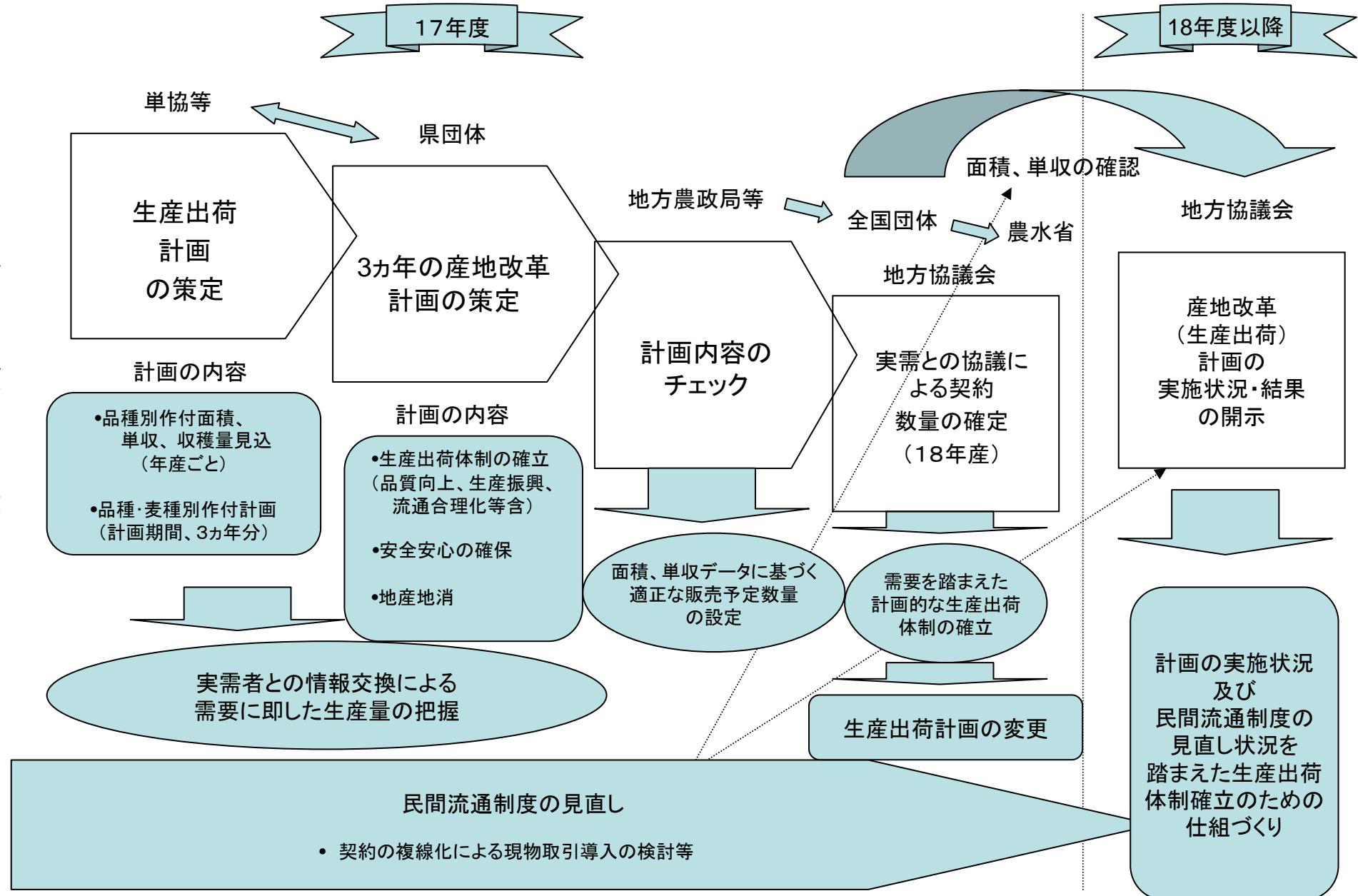
- 播種前契約一本の取引ルールから、契約の複線化
- ・現物取引の導入
- ・複数年産契約の試行的導入

市場原理の一層の徹底

- ・アローワンスを超えた麦における入札取引の導入
- ・入札における義務上場、値幅制限等の見直し
- ・相対における実績シェアのみによる現行の仕組みの見直し

麦産地改革計画における生産出荷計画の概要

ニーズに基づく麦づくり



※上記産地改革支援の他、高品質麦に対する奨励支援を実施

○麦政策検討小委員会(16年12月6日第10回)「取りまとめ(案)」における整理(抜粋)

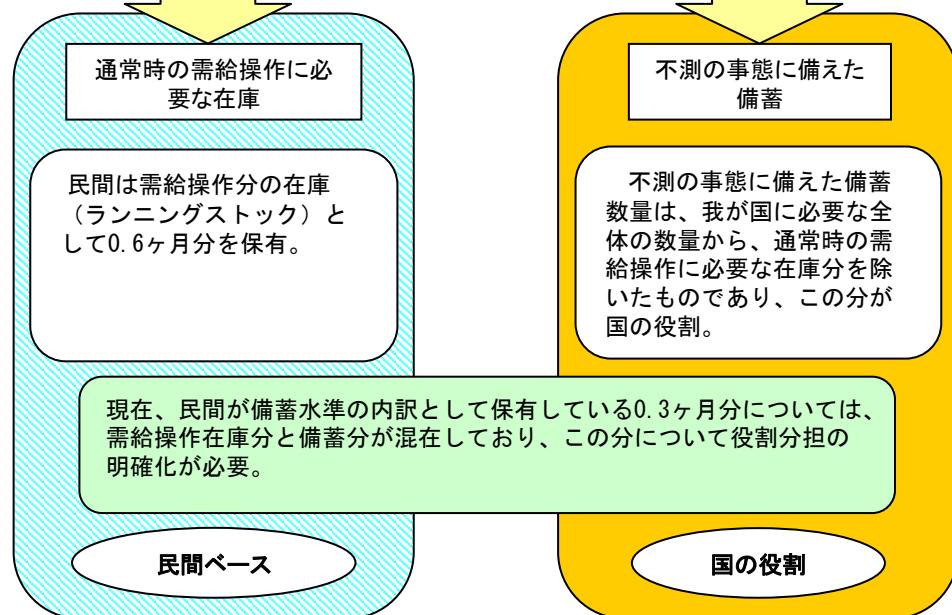
○ 備蓄制度の見直し

- (1) 不測の事態に必要な数量については、現時点では2.6ヶ月となっているが、他の輸出国からの代替輸入に要する期間が0.3ヶ月程度短縮化していること、過去最大の備蓄の取崩しは1.8ヶ月であったこと(平成5～6年のカナダでの船積遅延による取崩し)等を踏まえると、一定程度(例えば代替輸入期間の短縮分である0.3ヶ月程度)の圧縮が可能であり、それに向けた見直しを行うことが必要である。
- (2) その際、官民分担については、民間の在庫だけでは安定供給に支障を来す場合に、国が最後の出し手として放出することで安定供給を図るという考え方方に立ち、通常時の需給操作に必要な在庫(例えば現行の民間のランニングストック0.6ヶ月分に現行の備蓄水準に係る民間保有分のうちの需給操作分を加えた水準)は民間が保有し、不測の事態において通常時の需給操作に必要な在庫だけでは不足するものは備蓄として国が保有するという整理を行うことが必要である。
- (3) なお、上記の見直しについては、制度全体の費用負担の削減の観点から、早急に行うことが必要である。

備蓄制度の見直しについて

備蓄の考え方の整理

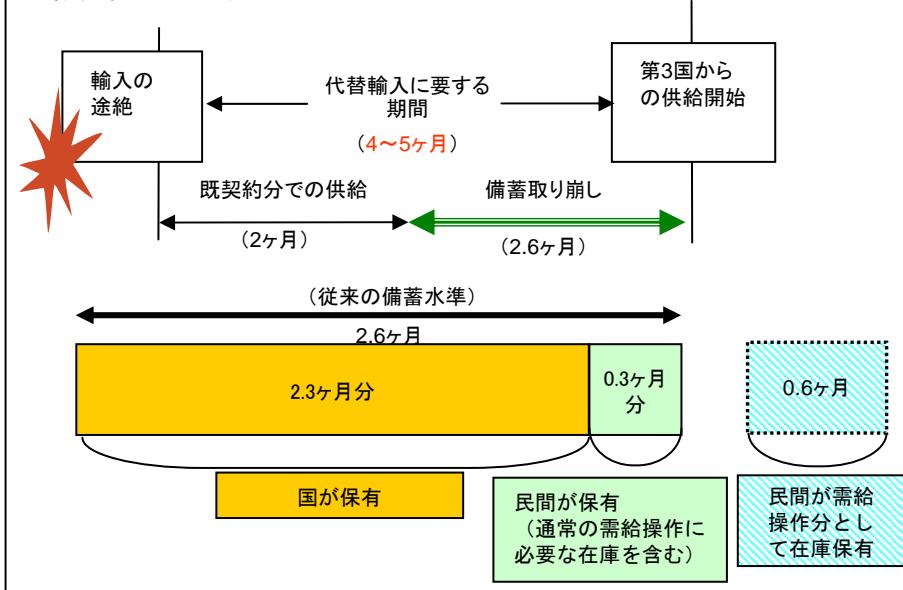
我が国に必要な数量(従来(2.6ヶ月分)より一定程度圧縮が可能)



- 他品目においては、通常の需給操作に必要な在庫は民間が保有。国は、民間保有在庫を考慮して備蓄を保有。
 - 飼料穀物：必要水準約2ヶ月分
(民間の需給操作在庫約1ヶ月分、国の備蓄概ね1ヶ月分)
 - 食用大豆：必要水準約1ヶ月分
(民間の需給操作在庫約17日分、国の備蓄約2週間分)

従来の備蓄水準

- 米、加、豪の3カ国において禁輸措置等が発生し、輸入が途絶した場合、他の輸出国からの代替輸入に要する期間を勘案し、備蓄水準を設定。(2.6ヶ月)

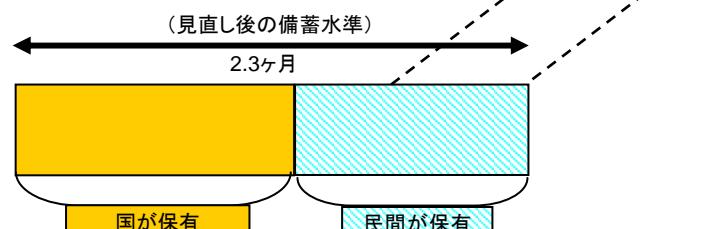


見直し後の備蓄水準

- 平成17年度 (見直し後の備蓄水準)



- 官民分担を早急に見直し (見直し後の備蓄水準)



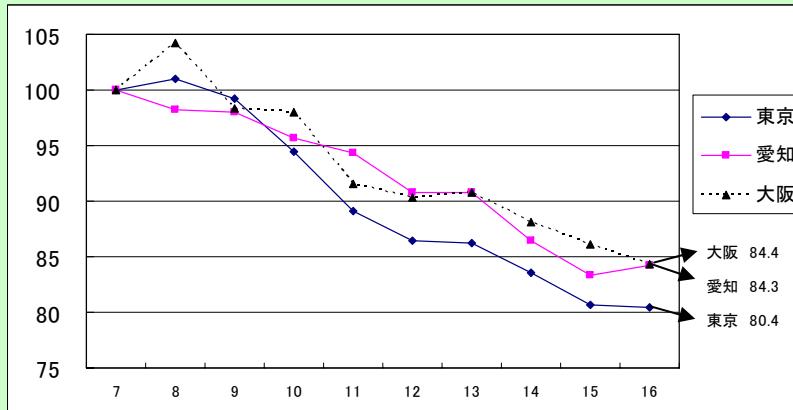
○麦政策検討小委員会(16年12月6日第10回)「取りまとめ(案)」における整理(抜粋)

○ 管理コストの削減

管理コストの削減を引き続き図るため、例えば、保管料単価については、麦加工産業の利便性に配慮しつつインフラ条件の整ったサイロでの在姿渡販売を行っていることから市場メカニズムが働きにくい実態にあるが、倉庫業を取り巻く市場動向等を反映して定期的に見直しを実施することや、各港における港湾能力も勘案しつつ4万トン級の大型船を一層活用する必要がある。

管理コストの削減について

○ 倉庫業を取り巻く市場動向(倉庫賃料の推移)



資料:生駒シービー・リチャードエリス株式会社「倉庫・配送センター市況レポート」
(2005 Winter Vol.12)

注1:倉庫・配送センターの募集賃料(坪当たり単価)の調査結果である。

注2:平成7年を100とした指標である。

注3:平成10年までは年1回調査であり、平成11年以降は上半期、下半期の年2回調査の平均である。

○ 政府所有米麦保管料の推移 (営業倉庫 1 期当たり円、甲地)

	国内米(普通倉庫) (60kg)	輸入小麦(サイロ) (100kg)
平成 9 年 12 月 31 日以前	17.38	19.15
平成 10 年 1 月 1 日～	17.02 (▲ 2 %)	同上
平成 10 年 4 月 1 日～	16.84 (▲ 1 %)	同上
平成 12 年 10 月 1 日～	16.17 (▲ 4 %)	同上
平成 14 年 4 月 1 日～	同上	18.19 (▲ 5 %)
平成 14 年 10 月 1 日～	15.87 (▲ 2 %) 15.51 (▲ 4 %) 15.21 (▲ 6 %)	同上

注1:保管料単価は、平成7年までは運輸省の倉庫保管料の基本料金に連動して定められていた。

注2:平成14年10月1日から3種類単価を倉庫業者が選択

○ 輸入麦積来船の契約実績

年度	輸入麦積来船数(隻)				
	2万t	2.1万t	2.5万t	4万t	合計
12	236	—	51	—	287
13	231	—	40	1 (0)	272
14	191	—	52	2 (0)	245
15	188	8	48	3 (1)	247
16	180	18	41	10 (8)	249

注1:4万tの欄の()内の数値は、複数銘柄を積合せた船数である。

注2:17年度においては、海上運賃の動向に留意しつつ、月1船程度の大型船の導入を図るものとする。

○麦政策検討小委員会(16年12月6日第10回)「取りまとめ(案)」における整理(抜粋)

○ 農産物検査規格の見直し

農産物検査規格については、学識経験者及び関係者の意見を聴取しつつ、良品質麦の生産をより一層振興する観点から、容積重などの外形的要件に依っている品位等検査の見直し、成分検査項目の拡充など成分検査の見直しを検討することが必要である。

なお、春まき小麦については、早急に春まき小麦独自の規格を設定することが必要である。

麦の農産物検査規格の見直し

麦の検査

品位等検査

物理的性状に基づき、一等・二等・規格外に格付け。

物理的性状

- 容積重(比重)、整粒割合、水分率、被害粒混入率等の数値基準。
- これらの数値で示すことのできない粒の充実度、粒ぞろい、光沢等を「形質」と言う。→「標準品」として現物で具現化。



一等標準品
(農林六一号)

成分検査

理化学分析により、たんぱく質含量、でん粉粘度を測定。

【春まき小麦の規格の見直し】

- ☆地産地消の動き等からの需要の高まり
- ☆春まき小麦の特徴的な形質
 - ・角張った粒形
 - ・飴色がかった色

春まき小麦独自の標準品の作製

- 4~5月にかけて、生産・実需等関係者の意見を聴いて、標準品を作製。
→17年産の検査から適用

【検査規格全般の見直し】

- 現在、関係者の意見・ニーズの把握、データの収集・分析等を実施。
- 今後、関係者による意見交換会を開催。

技術的検討(1~2年程度)

- 農産物検査法に基づく農産物検査規格検討会(メンバーは学識経験者及び関係者)を開催。

→19年産からの適用を念頭